

● 利害関係人等との取引状況

(1) 取引状況

区 分	売買金額等(注2)(注3)	
	買付額等	売付額等
総 額	14,700百万円	17,020百万円
利害関係人等との取引状況の内訳		
三井不動産株式会社	14,700百万円(100.0%)	— (—)
合 計	14,700百万円(100.0%)	— (—)

(2) 支払手数料等の金額

区 分		支払手数料 総額A (千円)	利害関係人等との取引の内訳		B/A (%)
			支 払 先	支払額B (千円)	
オフィスマネジメント 報酬等(注4)	オフィスマネジメント報酬	1,314,707	三井不動産株式会社	1,250,657	95.1
	統括・調整業務報酬		株式会社NBFオフィスマネジメント	64,050	4.9
建物管理委託報酬		5,002,266	三井不動産株式会社	1,627,052	32.5
			三井不動産ファシリティーズ株式会社	538,222	10.8
			三井不動産ビルマネジメント株式会社	347,551	6.9
			三井不動産ファシリティーズ・ウエスト株式会社	213,501	4.3
			三井不動産レジデンシャルリース株式会社	1,197	0.0
賃貸借媒介手数料等		82,527	三井不動産株式会社	69,911	84.7
			株式会社NBFオフィスマネジメント	2,839	3.4

(注1) 上表において、利害関係人等とは、本投資法人の資産運用会社の利害関係人等（投信法施行令第123条及び一般社団法人投資信託協会の投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第26条第1項第27号に定義されます。）をいいます。

(注2) 上記数値は、売買契約書に記載された売買価格を記載しています。

(注3) 括弧内の数値は、それぞれの総額に対する比率(%)を記載しています。

(注4) 三井不動産株式会社がマスターリースを行っている等により、同社にオフィスマネジメント業務の委託が行われていない物件（1.新宿三井ビルディング、2.飯田橋グラン・ブルーム、3.六本木ティーキューブ、4.西新宿三井ビルディング、5.セレスティン芝三井ビルディング、6.虎ノ門琴平タワー、7.四谷メディカルビル、8.NBF小川町ビルディング、9.パナソニック東京汐留ビル、10.ゲートシティ大崎、11.大崎ブライトコア・ブライトプラザ、12.中目黒GTタワー、13.豊洲ベイサイドクロスタワー、14.大崎ブライトタワー、15.東五反田スクエア、16.新川崎三井ビルディング、17.パレール三井ビルディング、18.名古屋三井ビルディング新館、19.名古屋三井ビルディング本館、20.中之島三井ビルディング及び21.信濃橋三井ビルディングの21物件）については、株式会社NBFオフィスマネジメントと締結した統括・調整業務委託契約に基づき、当該物件の所有者及び建物賃貸人（建物管理委託者）として行う業務が同社に委託されています。

(注5) 上記記載の支払手数料以外に、当期中に利害関係人等へ発注した修繕工事等の支払額は以下のとおりです。

三井不動産株式会社	1,709,989千円
三井不動産ビルマネジメント株式会社	286,677千円
三井不動産ファシリティーズ・ウエスト株式会社	79,246千円
三井デザインテック株式会社	31,700千円
三井不動産ファシリティーズ株式会社	25,620千円
三井不動産リアルティ株式会社	15,000千円
株式会社原宿の杜守	4,165千円
三井不動産レジデンシャルリース株式会社	936千円